

大村入国管理センター所長 殿

2015年12月3日
移住労働者と共に生きるネットワーク・九州

大村入国管理センターへの要望

1、家族が日本国内にいる被收容者は、家族との面会も考慮して、家族が居住している地域に近い所で收容するようにしてください。

(昨年回答)

收容所の施設構造は、被收容者の長期間の生活を前提としておらず退去強制令書が発付されているにもかかわらず被收容者の事情で長期收容が見込まれる場合、各センターに移送する取扱いとなっている。送還を前提に各センターの状況を考慮して振り分けて移送しており、面会者の利便性のためその家族の近くに改めて移送するという取扱いは行っていない。

(今年回答)

●入国センター 地理的に 諸般の事情 必ずしも希望に添えない。

2、平日に休みが取れない面会希望者のために、月に1回、土曜日曜に面会できるようにしてください。

(昨年回答)

遠方からの面会者については柔軟に対応している。閉庁日の面会は保安上の問題から考えていない。職員の立会いは、被收容者の希望の有無で決めるものではない。

(今年回答)

閉庁日の面会は保安上の問題から考えていない。

3、常勤の医師を置いてください。

(昨年回答)

昨年4月から常勤医師は不在。確保のために鋭意努力をしている。

(今年回答)

平成25年4月から常勤医師が不在の状態が続いており、鋭意努力をしている。本年9月には厚生労働大臣が日本医師会へ医師確保の協力要請をしている。

4、薬を処方する際、その必要性について、医師から受診者に十分説明するよう徹底して

ください。

(今年回答)

医師は薬の説明を適切に行っている。薬を交付する際に、写真つきの説明書を使用して看護師等が説明している。日本語が十分でない場合、通訳をつけている。21件の通訳の事例があり、言語内訳は、英語1件、イボ語2件、ネパール語1件、ペルシャ語17件。

5、ひげそり用のカミソリは入所時に供与されていますが、人によっては劣化が早く、所持金の少ない被収容者間ではこれを共用していることもあると聞いています。衛生的には極めて問題であり、解決のための対策を急ぎ実施していただきたい。

(今年回答)

ひげそり用カミソリは、保安上持込を認めていない。被収容者への供与は実施していない。電池式シェイバーは、貸与が可能で、1名が返却するたびに、アルコール洗浄している。

6、長期被収容者のストレス解消や心の癒しになるよう、カウンセリングの充実や、日本語など語学学習ができるような環境の整備など、被収容者のための行事などの実施をお願いします。

(昨年回答)

カウンセリングについては、その目的と効果を十分に理解して充実していく。その他の要望については、保安上の問題により実現は困難。

(今年回答)

カウンセリングについては、その目的と効果を十分に理解して充実していく。その他の要望については、保安上の問題により実現は困難。

7、居住区毎に窓ひとつだけでいいですから、空が見えるようにしていただきたい。

(昨年回答)

外周路の窓に設置しているすりガラスやルーパーは外部との連絡を遮断し、外部より見えないようプライバシーに配慮したものなので外せない。4階の目隠しはルーパー方式で、構造上取り換えが不可能。もし取り外しができ、現在のすりガラスを透明ガラスに代えても、外部から内部が見えるのでできない。ミラーガラスを使用すれば昼間はよいが、夜間は逆に外から内が見えるようになるため不可能。

(今年回答)

外周路の窓に設置しているすりガラスやルーパーは外部との連絡を遮断し、外部より見えないようプライバシーに配慮したものなので外せない。現在のすりガラスを透明ガラスに代えても、外部

から内部が見えるのでできない。ミラーガラスを使用すれば昼間はよいが、夜間は逆に外から内が見えるようになるため不可能。

8、心の病の重い被收容者については、その人の保護のために、何らかの情報提供をして頂きたい。またボランティアで面会活動をしている旨の案内を居住区に掲示して頂きたい。

(今年回答)

精神的に不安定な收容者に対しては、臨床心理士によりカウンセリングを実施している。医師の判断で外部の専門医の受診もしている。收容者の個人情報第三者に出すことはできない。外部の情報を中に掲示することはできない。掲示物は、当方が必要と認めたもののみで、個別のものは認めていない。

9、被收容者の運動場の利用に際しては、被收容者にけががないよう一層の配慮をお願いしたい。

(今年回答)

戸外運動場でのけが防止のために、壁面にクッション材をつけ、衝撃の軽減をはかった。立ち会う職員が被收容者に対し、激しく接触する運動は控えるように指導している。

10、難民認定申請者、日本に妻子などの家族を持つ者、医療的ケアの必要な人、6ヶ月以上の長期被收容者については仮放免を許可してください。

(今年回答)

相当期間收容されている者については、一定期間ごとに（仮放免の？）相当性を個々に検討し弾力的に運用している。一律に判断してはいない。

11、1年後に意見交換会が開催されるならば、モデル居住区の見学をお願いしたい。

(今年回答)

見学場所の希望については、事前に、具体的目的、人数、氏名を求めている。居住区の見学については、プライバシー保護、保安上の問題もあり、可否について検討する。例年より早めに願い出てもらえば検討する。

12、被收容者との面会に際し、被收容者1名に対する面会者の人数、差入れの受付時間等柔軟に対応していただきたい。

(今年回答)

面会の人数は、面接室の関係で、最大4名が限度。職員人手配置の問題もあり、受付時間は原則9時～11時、13時～16時としており、変更は困難。

13、性的マイノリティの被收容者に対しては、処遇において人権侵害が起きることがないよ

う配慮してください。

(今年回答)

●出所まで、羞恥心・・・他の被収容者と接触しないですむよう・・・、自認する性に対応している。(女性を自認する収容者に対しては、)警備部門に女性はいないが、看護師も含めて(別の部門の)同性の職員に対応させた。今後も同様の処遇を行い、一層人権に配慮したい。